内部質保証のための全学的な方針及び手続き

本学の理念・目的に基づき、教育の目標を達成するために以下の方針により内部質保証を推進し、外部 機関による大学評価の結果を社会に向けて公表するものとする。

- 1. 全学的な自己点検・評価推進体制の確立
 - 1) 学長は、理事会の承認を得て、本学の理念・目的に基づいた中長期計画を明示し、全学的な内部質保証推進体制構築の責任を負う
 - 2) 教学委員会を内部質保証推進組織として位置付け、自己点検・評価運営委員会が実施する学部 学科、研究科専攻、各種委員会、各センター、事務局等における自己点検・評価の結果を受け、 各部署業務における改善・向上の内容について検討する
 - 3) 定期的に学外第三者機関の大学評価を受け、その結果を踏まえ、内部質保証の体制を点検し、 改善・向上を推進する
- 2. 各部局における自己点検・評価
 - 1)大学の理念・目的・教育方針、中長期プランを踏まえ、各部局において事業計画を立案し、それに基づいた自己点検・評価を実施する
 - 2) 自己点検・評価の結果は全学的な内部質保証推進組織である教学委員会に報告し、指示助言を 受ける
 - 3) 教学委員会および理事会は自己点検・評価をはじめとした各部局の内部質保証に関して必要な支援を行う

3. 組織体制と手続き

- 1) 3つの方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針)などに基づいて立案された中長期計画に基づいた事業計画を教学委員会で検討し、学内に公表する(Plan)
- 2) 事業計画に基づいた運営を各部局で実施する(Do)
- 3) 各部局で中期計画及び事業計画に基づいた実施状況の確認を行い、自己点検・評価運営委員会で点検し、教学委員会に報告する。また、3つの方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針)の適切性について教学マネジメント会議で点検・評価を実施する(Check)
- 4) 教学委員会は報告内容を検討し、各部局に対する改善・向上の指示・助言を行い、理事会及び 学長室は必要な支援を行う(Action)

4. IR 室による内部質保証の支援

- 1) 学長直属の機関として IR 室を設置し、内部質保証を担保するために学内外の情報の収集・分析および政策形成の支援を行う
- 2) 学生の学修動向、教育の成果等に関する調査の実施及び分析を行い、結果を教学委員会と教学マネジメント会議にて報告し、教育ブログラムの改革・改善に役立てる